

# 米子コンベンションセンター地域振興事業基金管理規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「財団」という。）に設置する米子コンベンションセンター地域振興事業基金（以下「基金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(基金の目的)

第2条 基金は、米子コンベンションセンター（以下「センター」という。）を活用したコンベンションの振興、地域文化活動の支援等に資する事業を行うことにより地域の活性化、文化の向上及び県内産業の振興に寄与すると共に、センターの円滑で持続可能な管理運営及び機能の充実を図ることにより利用者の利便性の向上につなげることを目的とする。

(基金の事業)

第3条 基金は、第2条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域のコンベンション振興に資する事業
- (2) 地域のにぎわい創出に資する事業
- (3) 地域の文化活性化に資する事業
- (4) センターの管理運営及び機能充実に資する事業
- (5) その他、定款に定める公益目的を達成するために必要な事業

## 第2章 基金の管理

(資産の構成)

第4条 この法人が所有する基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とすることを指定して補助された補助金
- (2) センター特別会計からの繰入金
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第5条 基金の資産は、基金特別会計を設けて管理するものとする。

2 基金の資産は、金融機関への預金その他確実かつ有効な方法により管理しなければならない。

(経費)

第6条 第3条に掲げる事業（以下「基金事業」という。）の経費には、基金の資産を充て

る。

(事業計画)

第7条 基金事業について、毎事業年度開始前に基金事業計画書を策定し理事会に報告する。ただし、事業年度中途に理事会への報告を経て変更することができる。

(事業報告)

第8条 基金事業について、毎事業年度終了後2ヶ月以内に基金事業報告書を策定し、監事の監査を受け、理事会の承認を得る。

(基金の廃止)

第9条 基金は、理事会の議決により廃止することができる。

(残余財産の処分)

第10条 前条により基金を廃止したときに残余財産がある場合は、理事会の議決により処分する。

### 第3章 雑則

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、基金の運営及び管理に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年3月20日から施行する。

附則

この規程は、平成22年2月19日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。